

# おおいた子育てほっとクーポン

大分県と県内の市町村では、地域の子育て支援サービスを知って、気軽に利用していただくことや、子育て世帯の精神的・経済的負担の軽減を目的に、子育て支援サービス等に利用できるクーポンを配布しています。

国の「出産・子育て応援給付金」の開始に伴い、新規クーポンの発行は令和4年度で終了しました。すでに発行しているクーポンについては、有効期限まで利用できます。



## クーポンについて

交付対象者：平成31年4月1日から令和5年3月31日までに生まれた  
児童のいる家庭

交付額：対象となる児童の出生順位×10,000円

有効期限：3歳のお誕生日の前日



## クーポンを利用できるサービス

	サービス内容等	提供機関	利用対象者
保育・育児サービス	一時預かり事業 (一般型のみ)	こども園	保育教育施設に入所していない就学前児童
	病児保育事業	病児・病後児 保育施設等	
	ファミリーサポートセンター事業	ファミリーサポートセンター まかせて会員	おおむね6カ月～ 小学生以下の児童
	おむつ・ミルクの購入	町内協力店舗	
保健サービス	インフルエンザ予防接種	医療機関	小学生以下の児童
	おたふく風邪予防接種		
	フッ素塗布(保険外診療)	歯科医療機関	
その他	子育て支援拠点事業	子育て交流センター	小学生以下の児童
	母乳マッサージ	助産院	
	ベビーマッサージ	町内指定スクール	
	読み聞かせ絵本の購入	町内書店	小学生以下の児童
	育児支援月刊誌配本事業	社会保険出版社	3カ月～ 1歳2カ月の児童
	家事支援	社会福祉協議会	支援の必要な小学生 以下の児童世帯
	産後ケア事業	郡内指定施設	産後6カ月未満の お母さんと赤ちゃん

※受給対象者の兄弟姉妹(小学生以下の児童に限る)でもクーポンを利用することができます。



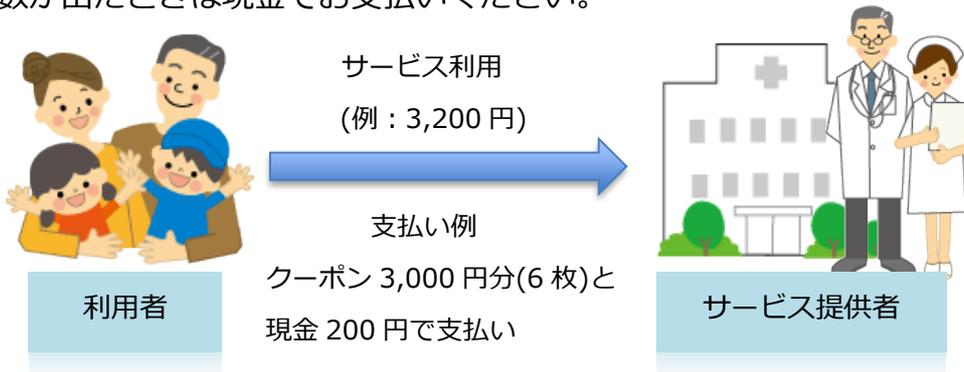
## クーポンの使い方

クーポンの使い方には2種類の方法があります。

### ①クーポン現物払い

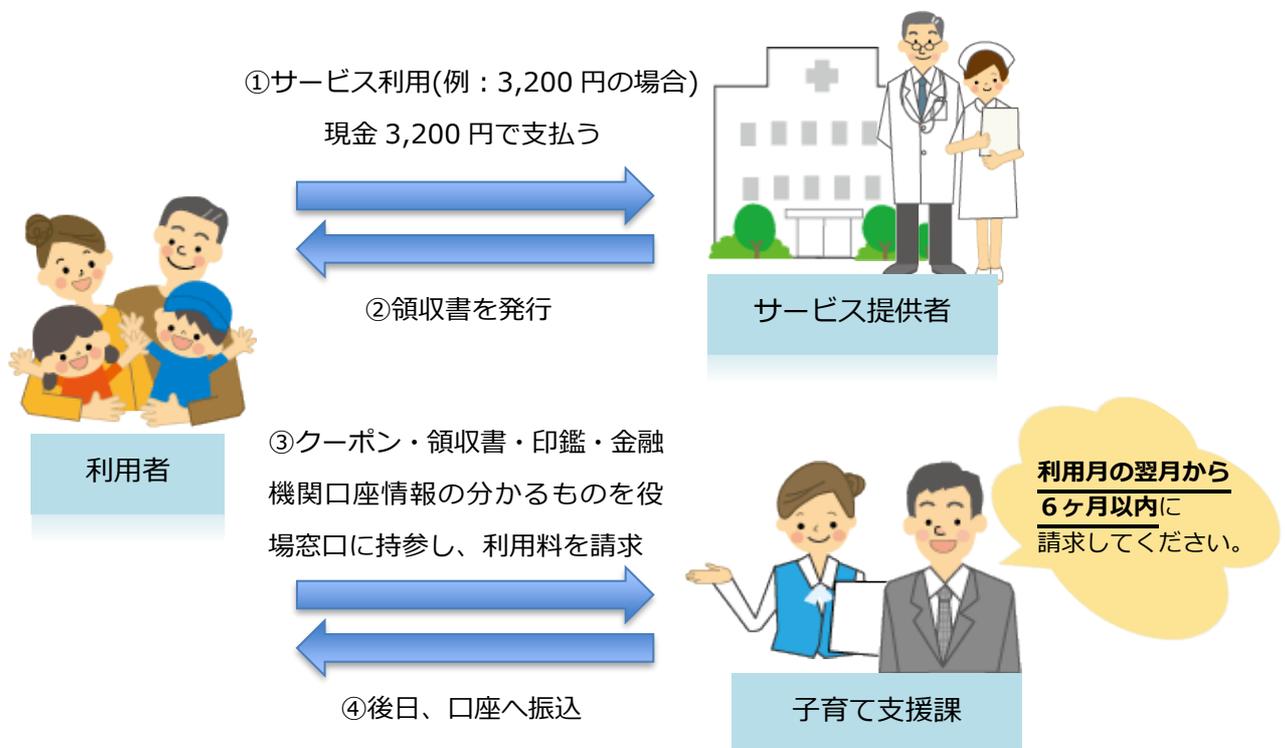
利用料をクーポンを使ってサービス提供者にお支払いいただく場合

※端数が出たときは現金でお支払いください。



### ②クーポン償還払い

サービス提供者に利用料を一旦現金で支払い、後日役場に請求する場合



償還払いとなるのは、一時預かり事業や病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用した場合、郡外の(歯科)医療機関を利用した場合、クーポンを忘れてサービスを利用した場合などです。